

法科大学院認証評価
(追評価)

自 己 評 価 書

静岡大学大学院法務研究科法務専攻

平成22年8月

静 岡 大 学

目 次

I	章ごとの自己評価	
	第3章 教育方法	1
	第4章 成績評価及び修了認定	13

Ⅲ 章ごとの自己評価

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

本法務研究科の教育課程において配置された授業は、その性質（必修科目か、選択科目か）及び内容から受講学生数を決めているが、いずれの授業にあっても、その教育内容に即して、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行い得る、適切な規模に維持されている。 【解釈指針3-1-1-1】 【解釈指針3-1-1-2】

1 必修科目（法律基本科目等）

必修科目は、当該学年の学生全員（入学定員は、30名）が受講することになる。なお、平成21年度の1年次生は、30名（休学5名）、2年次生は、28名、3年次生は26名（休学1名）である。

3年課程の1年次に開講される「法律基本科目」は、理論的かつ体系的に法律学の基礎を学習させることを目的とするが、当該学年の学生全員が受講する1クラスをもって実施することとしている。この規模であれば、講義形式であっても受講学生との対話が常時可能な規模である。

平成21年度前期に開講されている必修科目・選択必修科目の受講生は別添資料のとおりである。

また、「法情報調査」にあっては、情報検索などパソコンなどの操作技術の修得もあることから、その教育効果を考え、1年次生が40名であった平成18年度には2クラスとしたが、平成19年度は26名、平成20年度は33名、平成21年度は23名であったため、1クラスとしている。

法律基本科目のうち、「総合公法演習」では、憲法と行政法を専攻する研究者教員、「総合民事法演習Ⅰ」・「総合民事法演習Ⅱ」・「総合民事法演習Ⅲ」・「総合民事法演習Ⅳ」、「総合商事法演習」、「総合刑事法演習Ⅰ」・「総合刑事法演習Ⅱ」・「総合刑事法演習Ⅲ」にあは、研究者教員と実務家教員又は実体法と手続法の研究者教員との共同授業方式をとっており、議論を軸に双方向的又は多方向的な授業を展開し、理論と実務の架橋を目指す授業であるため、当該学年の学生を二分割してほぼ15名規模の2クラスとして、実施している。

法律実務基礎科目のうち、「ロイヤリング」については、平成18年度は、1クラスでもって実施したが、より教育効果をあげるため、平成19年度から、15名程度の2クラスの編成と改善した。

2 選択科目（基礎法学・隣接科目、展開・先端科目）

選択科目にあっては、最多であっても、受講生は20数名程度であり、実際には、受講学生は1～20数名の間で分散しており、少人数の、それゆえ、学生との対話、双方向・多方向的な密度の高い教育が可能な規模となっている。

平成21年度前学期に開講されている選択科目（旧カリを含む）の履修状況は、「日本の法文化」18名、「司法制度論」21名、「比較法Ⅰ」1名、「消費者取引と法」23名、「環境と法」6名、「子どもの人権と法」8名、「民事救済法」8名、「倒産法」32名、「企業労務と労働法」16名、「国際法」8名、「法社会学Ⅱ」11名、「市民生活と税法」17名、「商取引法」22名、「金融商品取引法」20名である。

3 科目等履修生等

本法務研究科では、他専攻の学生や科目等履修生による本専攻の授業科目の履修については、現在のところ実績がないが、科目等履修生は、本法務研究科が法曹養成に特化した体系的教育を行っていることから、履修者に一定以上の学習能力を求めるとともに、必修科目又は選択必修科目である「法律基本科目」や「法律実務基礎科目」については、科目等履修生を認めていない。他方、「基礎法学・隣接科目」及び「展開・先端科目」については、科目等履修生を認める授業科目と認めない授業科目とがあり、研究科委員会において決定している。科目等履修を認める授業科目については、受講学生との関係で受講能力のある人についてできるだけ受け入れる方針をとっており、履修の可否は面接を実施し、担当教員によって決定するものとしている。科目等履修を認める授業科目については『法科大学院シラバス』に明記している。

【解釈指針 3-1-1-3】

《資料 3-1: 静岡大学大学院規則・法務研究科科目等履修生に関する内規》

静岡大学大学院規則

(大学院科目等履修生)

第45条 大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考のうえ、大学院科目等履修生として入学を許可することができる。

(以下略)

法務研究科科目等履修生に関する内規

第4条 科目等履修生の出願資格は、本研究科修了生（出願時の3月において修了見込みの者を含む、以下同じ。）及び他法科大学院修了生、法学の修士号を有する者、法曹資格を有する者、その他法曹資格に準ずる資格を有する者であることを要す。

(以下略)

資料 3-1

基準 3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3-1-2 に係る状況)

本法務研究科では、法律基本科目はすべて必修科目であるが、受講生数は、当該学年の学生全員が1クラスで受講する授業科目（「憲法」、「民法Ⅰ（契約法）」、「民法Ⅱ（不法行為法）」、「民法Ⅲ（金融取引法）」、「民法Ⅳ（不動産法）」、「民法Ⅴ（家族法）」、「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」、「行政法」、「会社法」、「商取引法Ⅰ」、「刑事訴訟法Ⅰ」、「刑事訴訟法Ⅱ」、「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」）と、当該学年の学生数を二分するクラス（概ね15名ずつ）とする授業科目（「公法」、「民事法」、「刑事法」、「商事法」の各総合演習科目）とがある。

平成21年度の1年次生は、30名（休学5名）、2年次生は、28名、3年次生は26名（休学1名）であるため、再履修学生を加えても50名よりはるかに少ない受講学生により、法律基本科目の授業を実施しており、本法務研究科では、法律基本科目については30名を、ただし総合演習科目については15名を、それぞれ標準の受講者数としている。

平成21年度前期に開講されている必修科目の受講生は別添資料のとおりである。なお、平成20年度より新カリキュラムに移行したため、3年次配当の法律基本科目（「商取引法Ⅰ」・「総合商事法演習」・「総合民事法演習Ⅳ」・「総合刑事法演習Ⅲ」）は本年度受講年次生がおらず開講していない。また、「民事訴訟法」は、平成21年度より「民事訴訟法Ⅰ」及び「民事訴訟法Ⅱ」として2年次配当と変更したため、本年度は受講年次生がおらず開講していない。（なお、平成20年度の「民事訴訟法」の受講生は32名であった）

【解釈指針 3-1-2-1】

3-2 授業の方法

基準 3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準 3-2-1 に係る状況)

1 授業科目の配置

本法務研究科の授業科目は、4つの科目群から編成され、基礎から応用へ、理論から実務へと段階的かつ体系的に編成し、専門的な法知識について着実に理解を深めながら学修を進めることができるよう工夫している。

【解釈指針 3-2-1-1】

- ・ 法律基本科目群
 - 公法系科目
 - 民事法系科目
 - 刑事法系科目
- ・ 法律実務基礎科目群
- ・ 基礎法学・隣接科目群
- ・ 展開・先端科目群
 - 市民生活・公共法務関連科目群
 - 企業法務関連科目群
 - 地域国際化対応科目群
 - 中国法務関連科目
 - 在住外国人法務関連科目

1年次には、3年課程の、法学を初めて学ぶ学生を対象とし、理論に重点をおいた「憲法」、「民法Ⅰ～Ⅴ」、「刑法Ⅰ・Ⅱ」、「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」など法律基本科目と、法律実務基礎科目として「法情報調査」と「法実務基礎」の2科目と、基礎法学・隣接科目のうち5科目の選択科目を履修できるよう配置した。2年次には、法律基本科目として、「行政法」、「会社法」、「民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」を加えるほか、法律基本科目の理解を確実にし、理論と実務、実体法と手続（訴訟）法とを架橋する「公法」、「民法Ⅰ～Ⅲ」、「刑事法Ⅰ・Ⅱ」の各「総合演習」を配置するとともに、法律実務基礎科目として「ロイヤリング」、「職業倫理」を配置した。3年次には、本格的に理論から実務へと展開し、仕上げをするため、「商事法」、「民法Ⅳ」、「刑事法Ⅲ」の各「総合演習」を1科目ずつ置くほか、法律基本科目として「商取引法Ⅰ」を加え、司法修習へと繋ぐことを目指す授業科目、「民事実務基礎」と「刑事実務基礎」及び「リーガルクリニック」を配置しており、「エクスターンシップ」については、2・3年次で履修できる。

他方、これと並行して、2・3年次に、法曹実務家としての、市民生活・公共法務関連、

企業法務関連、地域国際化対応の専門的かつ実務的・実践的な能力を高める授業科目（展開・先端科目）を配置するとともに、国際的視野や法の歴史、外国法を見る目や法制度に関する深い洞察力を養う基礎法学等に関する授業科目（基礎法学・隣接基礎科目）を展開している。

こうした段階的かつ体系的な教育システムを前提として、個々の授業科目にあっては、その授業科目の位置づけ、その内容・特質に応じて、教育を行っており、法曹として必要な法知識を確実に修得させている。

【解釈指針 3-2-1-1】

2 授業で獲得すべき能力と授業の方法

(1) 開講される全ての授業科目は、『法科大学院シラバス』（電子版）において、「講義概要」として、①講義概要と目標等、②講義の方法、③成績評価基準、④オフィスアワー（面談時間）など、「講義計画」として、30回（4単位授業）乃至15回（2単位授業）にわたる授業内容の概要を記載することにより、1年間の授業の計画、各授業科目の内容及び方法、成績評価の基準と方法をあらかじめ学生に周知させている。なお、便宜のため、補助資料として紙媒体のシラバスも作成し教務ガイダンスで配布しているが、シラバス内容に訂正がある場合には電子版で訂正を行うとともに、掲示を行いその旨学生に周知している。

(2) 1年次に配置される「憲法」、「民法Ⅰ～Ⅴ」、「刑法Ⅰ・Ⅱ」、「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」と2年次に配置される「行政法」、「民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」、「会社法」の法律基本科目の各授業科目は、法曹実務家としての能力、すなわち法的知識の獲得、論理的思考力、事例解析力、法解釈・適用能力、表現力などを育成するもともと基本的な法律科目として位置づけている。教育内容は、理論的・体系的な側面が強いが、判例・事例を教材とし、具体的な問題の解決を考えさせながら理解を深めさせるため、可能なかぎり教員と学生との間での質疑応答や学生同士の討論等、双方向・多方向的な議論を行っている。

このほか、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の各授業科目についても、できるかぎり判例・事例を素材としつつ教員と学生との間での質疑応答や討論を行う双方向・多方向的授業に取り組んでいる。

【解釈指針 3-2-1-3】

いずれの授業科目においても予復習が前提となっており、教員からあらかじめ、予習のため、授業に係る教科書の範囲や必要文献等の指示を行い、関連する設問などを付したレジュメ等を配布し、必要に応じて小テストの実施し、また参考文献や参考事例・判例の紹介に努めるなど、学修したことの理解を確実にする方策を講じている。

【解釈指針 3-2-1-5(2)(3)】

また、予復習の時間が十分確保できるように、各年次に履修制限を設けるとともに、授業時間割においても、次のような工夫をしている。

3年課程の1年次では、とくに法学の学習について初心者も存在し、すべての授業科目が必修であることもあって、1日の授業は2科目程度、しかもこれらの授業科目が1日のうち連続とならないよう午前と午後の時限にするなど、余裕を持たせた授業科目の配置としている。また、セメスター方式により週2回となる4単位の授業科目の場合は、授業日

をあけて配置している。

【解釈指針 3-2-1-5(1)】

平成 21 年度 授業時間割表 (1 年次) *は選択科目 上段：前期 下段：後期

	1・2 時限	3・4 時限	5・6 時限	7・8 時限	9・10 時限
月	日本の法文化*	憲法	民法 I		+法情報調査
火		司法制度論* 刑法 I	刑法 I		
水	民法 V	刑法 II	民法 I		+法情報調査
木	比較法 III*	憲法	民法 IV	比較法 I* 比較法 II*	法実務基礎
金		民法 II 民法 III	刑事訴訟法 II	刑事訴訟法 I	+法情報調査

+法情報調査は、以上週 3 回に加えて水・金の 11・12 時限もあるが、授業の性格から 4 月中に集中して終了

(3) 2 年次から配置される「公法」、「民事法」、「刑事法」、「商事法」の各総合演習科目では、実務的な観点を組み込んだ事例や設問を付した最高裁判例等を教材とし、議論をしながら進める事例方式の授業を行っている。法律基本科目の理解を確実に定着させるとともに、そのため、とくに総合民事法演習と総合刑事法演習、総合商事法演習については、研究者教員と実務家教員又は実体法と手続法の研究者教員とが組となり、それぞれの立場から参画し、教材作成から授業を共にする共同授業方式をとり、理論と実務、実体法と手続（訴訟）法の架橋を試みている。また、双方向・多方向での授業展開を徹底化するために、各総合演習とも 15 人程度の少人数クラスを 2 つ（A・B）用意している。このような授業方法をとる総合演習科目において、法曹として必要な能力を涵養する授業として必要な知識を教授するとともに、具体的事例や新たな事例に的確に対応しうる、批判的検討能力、創造的思考力、法的分析能力、法的議論の能力を育成できる。

【解釈指針 3-2-1-2】【解釈指針 3-2-1-3】

また、これら総合演習は 4 単位であり半期で完結することから、週 2 回開講することとなるため、授業時間割上、その間を 1 日乃至 2 日をあけることで、バランスよく予習の時間をさけるように配置している。

【解釈指針 3-2-1-5(1)】

(4) 法曹実務への意欲と関心をいち早く高めるため法律実務基礎科目として、1 年次に「法実務基礎」を配置するとともに、法曹実務に接する機会を確保させる見地から、法律実務基礎科目として、「エクスターンシップ」及び「リーガルクリニック」を「法実務基礎」と並んで選択必修科目としている。

(a)「エクスターンシップ」においては、とくに守秘義務の遵守など法曹実務家としての倫理・身の処し方などを実際に学ぶ機会でもあるため、担当教員から事前指導を実施し、関係法令の遵守や守秘義務遵守とその違反の場合の懲戒処分など注意・留意事項を説明し、守秘義務などに関する誓約書を提出させている。

《資料 3-2:エクスターンシップ誓約書》

誓 約 書

静岡大学大学院法務研究科

科長 様

私は、エクスターンシップ（実務研修）を履行するにあたり、下記の事項を制約します。

1. (略)

2. 私は、研修を通じて知り得た研修先の技術、営業、顧客その他一切の情報を秘密として厳格に保持し、研修期間中、研修期間終了後を問わず、いかなる第三者にも漏らしません。

3. 私は、研修先の名誉・信用・財産等を毀損するような言動をしません。

4. 私は、研修先の事業・業務等を阻害するような言動をしません。

5. 私は、前記各号のいずれかに違反した場合、ただちに研修を中止し。退学を含む静岡大学大学院規則上の懲戒を受けることがあっても異存ありません。

資料 3-2

また、法科大学院生教育研究賠償責任保険にも加入させている。

《別添資料 3-2-4:法科大学院生教育研究賠償責任保険の概要「法科大学院学生便覧」》

「エクスターンシップ」の派遣先は、平成 18 年度には、法律事務所 13 名、民間企業のスズキ（株）3 名、ヤマハ（株）2 名、静岡県 3 名、静岡市 1 名の計 22 名であり、平成 19 年度は、法律事務所 29、民間企業のヤマハ発動機（株）2 名、スズキ（株）2、静岡銀行（株）1 名、静岡県 2 名の計 36 名であり、平成 20 年度は、法律事務所 18 名、民間企業のヤマハ（株）2 名、静岡銀行 1 名、静岡県 2 名、静岡市 1 名の計 24 名であった。

「エクスターンシップ」は、エクスターンシップ専門委員会のもと、エクスターンシップ担当の 3 名（法律事務所、民間企業、自治体の担当）の教員がその実施内容など研修先の担当者との協議を行い、研修先担当者の指導のもと、それぞれの実務研修計画に従って実施している。

とくに法律事務所での「エクスターンシップ」については、静岡県弁護士会によるバックアップ体制を得て実施している。

「エクスターンシップ」における成績評価は、受講学生に、実習の内容を『実務研修記録』に記載させ、これに基づき、研修先の実務指導者との協議を経て、エクスターンシップ担当教員が責任を持って行う。

なお、本法務研究科の「エクスターンシップ」による単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。 【解釈指針 3-2-1-4(2)】

(b)「リーガルクリニック」については、静岡県弁護士会の協力により、担当の実務家教員の法律事務所において実施している。まず、全体で講義の概要と守秘義務等の徹底を行った後、選定した事件について、担当教員の指導の下、法律相談から裁判過程に関与しながら総括として報告と討論を行い、法的問題点を検討する。成績評価については、リーガルクリニック先の実務担当者との協議を経て、リーガルクリニック担当教員により、学生がまとめた「法律相談記録」に基づき行う。

【解釈指針 3-2-1-4(1)】

(c)「ロイヤリング」については、実務家教員により、依頼者との面接・相談の技法、事実の把握・法的分析、証拠収集、問題解決手段の選択、訴状や答弁書、契約書の作成などの法律実務を、ロールプレイを取り入れ、補助者として若手の弁護士を関与させながら訓練を行い、法曹実務家としての技能と基礎について修得させる

(5)平成21年度には、「労働裁判と法」、「法と心理学」、「ジェンダーと法」、「企業法務と税法」、「経済法」、「国際私法」、「家族法Ⅱ（相続法）」（旧カリ）の授業科目について集中講義を行う。本法務研究科の授業科目については、非常勤講師による場合でも毎週開講することを原則としているが、講師の都合によりやむを得ない場合に限って集中講義としている。この集中講義にあっては、レジュメ・資料等については講師から事前の送付により学生に配布して予習させるとともに、学生に予復習の時間を可及的に確保させるため講義時間は原則として1日3コマに限定して5日間の講義期間としており、また試験については試験準備期間をおいて実施するようにしており、レポート試験である場合にも期限に余裕をもたしている。

【解釈指針 3-2-1-6】

(6)授業の予習・復習など自学自習の環境として、法科大学院棟に、平日のみならず、休日においても24時間の利用が可能な学生自習室を設け、全ての学生に、仕切板のついた個人用学習机（ロッカー付き）を貸与している。また法科大学院棟に付設する法科大学院図書室（73 m²）には、最高裁判所判例集など数種類の基本的な判例集・法律雑誌及び授業に必要な基本書や参考書等の図書（2285冊）を配架し、学習の便宜を図っている。そして、学習机にあっては、各人の所有パソコンから、無線LANを通じて静岡大学附属図書館の判例データベース（LEX/DB）にアクセスすることができ、LLI統合型法律情報システムの利用も可能である。

また、法科大学院棟に近接する人文学部 B 棟 5 階にある法政資料室には、法律雑誌、判例集、大学の紀要などを揃えている。この法政資料室に隣接する法情報室においても判例データベース (LEX/DB) などにアクセスすることができる。さらに、法科大学院棟及び人文学部棟のうち法科大学院が授業に利用している教室には、無線 LAN が整備され、個人のパソコンから判例データベースなどを利用することができる。

【解釈指針 3-2-1-5(4)】

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準 3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することができる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。
在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

(基準 3-3-1 に係る状況)

本法務研究科では、予復習に十分な時間を確保し、授業内容の確実な理解が可能となるように、1年間に履修登録することができる単位数は、3年課程においては、1年次及び2年次に各36単位、3年次に、44単位、2年課程においては、1年次に36単位、2年次に44単位を上限としている。

【解釈指針 3-3-1-1】【解釈指針 3-3-1-2】

《資料 3-3: 静岡大学法務研究科規則》

静岡大学大学院法務研究科規則

(履修方法)

第4条 (略)

2 学生が、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、次のとおりとする。

1年次 36単位

2年次 36単位 (1年次に修得できなかった必修科目については、これに加えて4単位を限度に登録することができる)

3年次 44単位

3 学生は、次の各号に掲げる授業科目の単位を修得したときは進級する。ただし、当該年次のGPAの値が1.2未満の場合は進級できない。

(1) 1年次においては、1年次配当の法律基本科目のうち22単位以上修得していること

(2) 2年次においては、1年次配当の法律基本科目のすべて及び2年次配当の法律基本科目のうち18単位以上修得していること

4 (略)

平成22年1月21日法務研究科委員会決定

資料 3-3

	3年課程	2年課程
1年	36単位	36単位 44単位
2年	36単位	
3年	44単位	

ただし、3年課程の2年次にあつて、進級が認められた場合の再履修科目単位については、4単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しない取り扱いとしている。この点については、新学期の教務ガイダンスにおいて、学生に周知している。なお、最終年次

においては、進級が認められた場合の再履修科目単位については履修登録可能な単位に算入する。

【解釈指針 3-3-1-3】

本法務研究科では、他の大学院の授業科目で法務研究科委員会が教育上有益と認めて許可を得て履修した授業科目について、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の単位として8単位を超えない範囲で、法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす。この8単位については、上述の履修制限に含まれる。現在まで、他の大学院の授業科目を履修した学生はいない。なお、2年課程の学生にはこのような履修を認めていない。

【解釈指針 3-3-1-3】

《資料 3-4: 静岡大学大学院法務研究科規則》

《別添資料 3-3-1: 平成 22 年度法科大学院科目別履修者（履修単位数）一覧表》

《別添資料 3-3-2: 平成 22 年度教務ガイダンス履修案内》

静岡大学大学院法務研究科規則

第5条 他の大学院（静岡大学大学院及び外国の大学院を含む）の授業科目は、法務研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が教育上有益と認めて許可したときは、履修することができる。

2 前項の規定により許可を受けて履修した授業科目について修得した単位は、その修得単位を法務研究科の基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の単位として認定することが適当であると認められる場合には、8単位を超えない範囲で、法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合について準用する。

第6条 （略）

第6条の2 前2条の規定は、法学既修者には適用しない。

資料 3-4

なお、静岡大学大学院規則第11条の2では、長期履修生を認めているが、現在のところ本法務研究科では長期履修生制度を導入しておらず、3年を超える標準修業年限を認めていない。

【解釈指針 3-3-1-4】

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

本法務研究科は、学生定員 30 名という小規模な法科大学院であることをいかして、当該学年の学生全員が受講する必修科目であっても、受講者は、30 名前後と、名実とともに少人数教育を実践できる。さらに、各総合演習科目については、双方向・多方向の授業の徹底化を図るため、クラスサイズを 15 名前後に分割して教育効果をあげている。さらに、本法務研究科では、講義形式である授業科目においても、双方向・多方向の授業の実現が可能となるよう少人数であることをいかして教員と学生との質疑応答や学生間の討論を行っている。

また、導入科目として実務基礎科目「法実務基礎」を 1 年次に配置し、法曹実務への関心と意欲をいち早く高めるとともに、「法実務基礎」とともに選択必修科目である「エクスターンシップ」については、地域各界の協力・支援により、受講者全員が希望に沿った受け入れ先などでの履修が可能となっている。

2 改善を要する点

演習系科目（各「総合演習」）以外の授業科目では、双方向・多方向の授業展開と授業進度の兼ね合いが難しく、いっそうの工夫が求められる。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準 4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準 4-1-1 に係る状況）

(1) 成績評価方法

各授業科目の成績評価については、基本的には、それぞれ比率を定めた中間試験（4単位科目において実施される。）及び期末試験という筆記試験と、小テスト等を含む平常点によって行っている。

それゆえ、授業への出席を重視し、欠席理由書の届けがない無断欠席が、2単位の場合には、3回以上、4単位の授業にあっては5回以上の場合には、当該授業科目の単位は、これを認定しない扱いとし、各授業とも毎授業において出席カードにより厳格な出席確認をしている。また、無断欠席と欠席理由書が提出された欠席と合わせ、2単位の授業にあっては6回以上、4単位の授業においては11回以上の場合には、当該授業科目の単位はこれを認定しない扱いとしている。

他方、「エクスターンシップ」や「リーガルクリニック」については、授業の性質上実務に従事しており、その記録は『実務研修記録』・『法律相談記録』の提出により、成績評価は筆記試験とは別の方法によって行っている。

《資料 4-1:成績評価に関する規則》

成績評価に関する規則

（成績評価）

第3条 成績は、筆記試験及び平常点によって評価する。ただし、授業の性質上、別の評価方法によることができる。

2 各教員は、成績評価の基準についてはシラバスにおいて、明示するものとする。

<略>

資料 4-1

(2) 成績評価基準

各授業科目の成績評価の方法・基準は、『法科大学院シラバス』のなかに、「授業概要

と目標等」欄に記載した学修目標・目的や「成績評価の方法・基準」欄に明示した成績評価の方法により、予め学生に告知している。

また、これら個別の授業科目における成績評価方法・基準に加えて、平成19年度からは、成績の区分に関し、成績評価の共通の基準及び成績評価項目を定め、これを規則化するとともに、『法科大学院学生便覧』に掲載している。 【解釈指針 4-1-1-1】

授業科目の成績の区分は、秀・優・良・可・不可の5段階とし、秀、優、良、可を合格とする。この成績の区分に関しては、受講生が少数の授業を除き、秀は受験者総数の概ね5%以内とし、優は秀を含めて概ね30%以内としている（平成20年度から導入）。

なお、エクスターンシップやリーガルクリニックは、授業科目の性質上、合格と不合格の2段階として成績評価を行っている（シラバス電子版で周知）。

《資料 4-2:成績評価に関する規則》

成績評価に関する規則

(成績の区分)

第1条 学生の成績は、秀 (S)、優 (A)、良 (B)、可 (C)、不可 (D) の5段階とし、可 (C) 以上を合格とする。ただし、授業科目の性質上、合格・不合格の2段階とすることができる。

(成績区分の基準)

第2条 秀 (S)、優 (A)、良 (B)、可 (C)、不可 (D) の区分は以下の通りとする。

秀 (S)	90点～100点
優 (A)	80点～89点
良 (B)	70点～79点
可 (C)	60点～69点
不可 (D)	0点～59点

2 各区分に関する成績評価の共通基準は、別表のとおりとする。

資料 4-2

以上の成績区分に係る成績評価に関する共通の成績評価基準及び成績評価項目は下記のとおりである。

(a) 成績評価基準 (1)

秀 (S) 90点～100点	当該授業科目の学修目標を達成し、かつ、成績評価項目のすべてに関し極めて優れた評価がなされる場合
優 (A) 80点～89点	当該授業の授業科目の学修目標を十分に達成し、かつ、成績評価項目のすべてに関し特に優れた評価がなされる場合
良 (B) 70点～79点	当該授業の授業科目の学修目標を十分に達成し、かつ、成績評価項目のすべてに関し概ね優れた評価がなされる場合
可 (C) 60点～69点	当該授業の授業科目の学修目標を一応達成し、かつ、成績評価項目を概ね満たしている場合
不可 (D) 0点～59点	当該授業科目の学修目標を達成しておらず、かつ、成績評価項目を満たしていない場合

(b) 成績評価基準 (2)

合格	当該授業科目の学修目的を達成し、かつ、成績評価基準に関
----	-----------------------------

し、これを十分満たしている場合
 不合格 当該授業科目の学修目的を達成しておらず、成績評価基準に
 関し、これを満たしていない場合

(c) 成績評価基準 (3)

1. 秀 (S) は、受験者総数の概ね 5%、優 (A) は秀 (S) を含めて概ね 30% とする。
2. 1. の基準は、受講生が少ない授業には適用しない。
3. 2. については、科目の区分、教員の意向等を勘案して判断することを妨げない。

成績評価項目として次のように定めている。

- ① 当該授業科目に求められている専門的な知識を正確に理解できている。
- ② ①の基礎的な専門的な知識を体系的に関連づけて理解し、問題を把握し、分析できる。
- ③ ①の基礎的な専門的な知識を批判的に検討し、いっそう深く考察し発展させていく応用力がある。
- ④ 問題解決にあたって的確な問題点の把握ができている。
- ⑤ 社会的な背景・実態などを踏まえて問題解決を試みている。
- ⑥ 議論や討論において、的確な発言をすることができる。
- ⑦ 法曹として必要な倫理観・責任感を身につけている。

なお、筆記試験の採点の際の匿名性の確保の措置については、その導入について検討したが、受講学生が 30 名ほどの少人数では、筆跡など自ずと知り得るところでもあり、匿名性の実効性に疑問もあるところから、全ての試験科目での実施を見送っているが、平成 21 年度から、いくつかの試験科目で試験用紙等の工夫について試行することとなった。

【解釈指針 4-1-1-2(2)】

(3) 筆記試験・本試験、再試験、追試験

期末試験は、学生に試験準備を与えるために、授業の終了後、1 週間を経た時期に実施するものとしている。また、集中講義については、原則として 5 日間の講義期間の後、試験準備期間をおいて試験を実施するようにしている。

一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者には、追試験の制度を設けており、その事情は、『法科大学院便覧』に明示している。

筆記試験において合格点に達しなかった者に対しては、再試験の制度は設けていない。

【解釈指針 4-1-1-4】

《資料 4-3:成績評価に関する規則》

成績評価に関する規則

第 6 条 つぎの各号に該当する事由によって、試験を受けることができなかった学生には、その願い出により、追試験を実施する。

- ① 病気・怪我 (試験当日の容態について医師の診断書を提出すること。)
- ② 忌引き (一親等・二親等の親族の死亡に限り、死亡の日から原則として 1 週間内。この場合、会葬の礼状等、事由を証明することのできる資料を提出のこと)

- ③ 就職に関する事由（具体的に事情を説明することができる資料を提出のこと。）
- ④ その他、緊急な事由（これを証明する資料等を提出すること。）

資料 4-3

さらに、試験の厳正化を図るために、筆記試験における留意事項について『受験者心得』として『法科大学院学生便覧』に掲載している。試験監督にも万全を期し、少人数でも複数監督制をひき、不正行為に対しては厳正な教務上の措置をもって対処することとしている。

これらの措置は、追試験においても同様であり、試験の内容（水準）、試験時間などにおいても本試験と同じで、受験者が不当に利益又は不利益を受けることがないように配慮している。なお、追試験において同一の問題や類似の問題を出題しないようにするとともに、その成績評価にあっても、本試験と同様に厳正に行っている。【解釈指針 4-1-1-4】

（4）成績結果の検討等

筆記試験後、授業（試験）担当者は、すべての受験者に対して、試験問題の内容や採点のポイント等に関する説明、解答、解説等を文書又は口頭で、行い、採点済みの答案のコピーを返却するなどして、学生が試験問題について再検討するための資料とできるよう便宜を図っている。

また、採点結果・成績について説明を求める学生については、個別に説明をすることとしている。

【解釈指針 4-1-1-2(1)】

《資料 4-4:成績評価に関する規則》

成績評価に関する規則

第4条 学生は、自己の成績について、成績の通知を受けてから2週間以内に限り、所定の方式に従い、授業担当教員に対して、説明を求めることができる。

資料 4-4

また、平成18年度後学期から、各学生自身の客観的な位置づけを確認する資料として、全ての授業科目の成績結果の分布表（データ）を公表している。この公表については、各教科（受講者5名以下を除く）の5段階の成績分布グラフを掲示している。

【解釈指針 4-1-1-3】

他方、成績評価を行う教員の側にあっても、「成績評価基準」に則るとはいえ、評価においてバラツキを完全に解消することはできないことから、全教員が参加するFD全体会議において、全学生の成績一覧表及び成績分布表を配布し、それぞれ教員の成績評価の検証を行い、これを試験問題の内容・水準に関する再検討、成績評価のあり方へと繋げる努力をしている。【解釈指針 4-1-1-2(3)】

基準 4-1-2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

(基準 4-1-2 に係る状況)

本法務研究科では、3年課程及び2年課程のそれぞれにおいて体系的なカリキュラム編成をとっている。したがって、国内外の他の大学院（静岡大学大学院及び他の法科大学院を含む。）を修了又は在籍していた者が本法務研究科に入学した場合、本法務研究科の修了要件に従い履修することとしている。しかし、本法務研究科に入学する前に他の大学院において修得した授業科目の単位について、本法務研究科における基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の単位として認定することが適当であると認めるときは、本法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす取扱いをしている。

また、本法務研究科では、教育上有益と認めて許可したときは、他の大学院の授業科目を履修することができ、修得した授業科目の単位は、本法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす取扱いをしている。

以上のような、みなし修得となる授業科目については、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の単位に限って8単位を上限としているが、これは、本法務研究科が養成する法曹実務家の基本的能力の育成に係る法律基本科目や法律実務基礎科目については、本法務研究科としての体系的な教育課程の根幹であるので本法務研究科の授業科目において単位を修得すべきものとし、また基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目についても本法務研究科の授業科目で原則的に修得すべきであるとする判断に基づくものであって、本法務研究科における教育体系の一体性が損なわれないようにするためである。なお、法学既修者については、以上のような本法務研究科入学前の他の大学院等の修得単位や他の大学院の授業科目の履修による修得単位について、本法務研究科の授業科目の単位修得のみならず取扱いは行っていない。

平成21年度までに、以上のような他の法科大学院の修得単位が問題となった実績はないが、当該授業科目が本法務研究科において単位修得が認められることについては、厳正で客観的な成績評価を確保するためにも、教務専門委員会において当該対象授業科目についてシラバスによる確認を行い適切に単位修得が行われているか確認のうえ、みなし単位修得については、研究科委員会がこれを認定することとしている。

《資料 4-5: 静岡大学大学院法務研究科規則》

静岡大学大学院法務研究科規則

(他の大学院における授業科目の履修等)

第5条 他の大学院（静岡大学大学院及び外国の大学院を含む。）の授業科目は、法務研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が教育上有益と認めて許可したときは、履修することができる。

2 前項の規定により許可を受けて履修した授業科目について修得した単位は、その修得単位を法務研究科の基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の単位として認定することが適当であると認められる場合には、8単位を超えない範囲で、法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合について準用する。

(入学前の既修得単位の認定等)

第6条 学生が法務研究科に入学する前に、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、研究科委員会がその修得単位を法務研究科における基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の単位として認定することが適当であると認めるときは、法務研究科に入学した後の法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学の場合を除き、法務研究科において修得した単位以外のものについては、8単位を超えないものとする。

第6条の2 前2条の規定は、法学既修者には適用しない。

資料 4-5

基準 4-1-3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-3 に係る状況）

本法務研究科では、3年課程と2年課程のいずれも進級制限を設けている。進級基準を満たさない者は、上級年次への進級を認めず留年とする。履修した単位は、秀及び優と評価された授業科目を除き、すべて無効とする。

本法務研究科における進級制限については、従前1年次のみ課していたが、成績評価の厳格化と同時に法曹養成のため教育上一定の水準以上の履修成果を求めるべきであるとの観点から、平成20年度より2年次においても進級制限を設け、平成21年度より進級制限の条件としてGPA評価も導入した。このGPA評価については新たな制度でもあるので、教務ガイダンスにおいて学生への周知を行った。

《資料 4-6: 静岡大学大学院法務研究科規則》

静岡大学大学院法務研究科規則

（履修方法）

第4条 （略）

3 学生は、次の各号に掲げる授業科目の単位を修得したときは進級する。ただし、当該年次のGPAの値が1.2未満の場合は進級できない。

(1) 1年次においては、1年次配当の法律基本科目のうち22単位以上修得していること

(2) 2年次においては、1年次配当の法律基本科目のすべて及び2年次配当の法律基本科目のうち18単位以上修得していること

4 前項の規定により進級できなかった学生が修得した単位は、秀及び優の評価を得たものを除き、無効とする。この場合、無効とされた単位については、前項の進級判定に当たって、GPAの値の算定から除外する。

5 GPAの値の算定方法は別に定める。

資料 4-6

これら進級制に係る、対象学年、進級要件、留年の場合の再履修を要する授業科目の範囲などは、『法科大学院学生便覧』に、法科大学院規則とともに記載し、学生に周知させている。

【解釈指針 4-1-3-1】

これまでの進級制限により、留年となった者は、いずれも1年次生であるが、平成17年度は判定対象者28名中2名、平成18年度は同37名中7名、平成19年度は同32名中4名、平成20年度は同30名中2名である。

4-2 修了認定及びその要件

基準 4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科, 専攻又は学生の履修上の区分にあっては, 当該標準修業年限)以上在籍し, 93単位以上を修得していること。

この場合において, 次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から, 他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を, 30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては, その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から, 当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を, アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 当該単位数, その修得に要した期間その他を勘案し, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下, 「法学既修者」という。)に関して, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し, アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき, それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし, 3年未満の在学期間での修了を認める場合には, 当該法科大学院において, アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を, 修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

(基準4-2-1に係る状況)

1 課程と修了要件

本法務研究科には、標準修業年限である3年間で修了要件をみたす3年課程と、法学既修者認定試験に合格した者を対象とし、2年次より履修を開始し、2年間で修了要件をみたす2年課程とがある。それぞれの修了要件に基づき修了判定を行っている。

(1) 3年課程の修了要件

3年課程の修了要件は、3年以上在籍し、かつ102単位以上の授業科目の単位修得が必要である。

【解釈指針 4-2-1-1】

《資料 4-7: 静岡大学大学院法務研究科規則》

静岡大学大学院法務研究科規則

第8条 課程修了の認定は、法務研究科に3年以上在学し、別表に定める必修科目72単位以上、選択必修科目2単位以上、選択科目28単位以上の合計102単位以上を修得した者について行う。ただし3年次のGPAの値が1.2に満たない場合は、課程修了を認定しない。

2 前項ただし書の規定により修了できなかった学生は、良に満たない評価を受けた授業科目について再履修することができる。この場合、GPAの値の算定は、上位の評価による。

資料 4-7

(2) 2年課程の修了要件

・平成21年度入学の2年課程の修了要件

2年課程の修了要件は、2年以上在籍し、かつ72単位以上の授業科目の単位を修得することである。

入学者選抜試験合格者のうち希望するものに対して実施する法学既修者認定試験の試験科目に対応する法律基本科目に係る授業科目の単位数(30単位)を修得したものとみなす。この場合に修得したものとみなされる授業科目は、1年次に配当される法律基本科目、「憲法」(4単位)、「民法Ⅰ(契約法)」(4単位)、「民法Ⅱ(不法行為法)」(2単位)、「民法Ⅲ(金融取引法)」(4単位)、「民法Ⅳ(不動産法)」(2単位)、「刑法Ⅰ」(4単位)、「刑法Ⅱ」(2単位)、「民事訴訟法Ⅰ」(2単位)、「民事訴訟法Ⅱ」(2単位)、「刑事訴訟法Ⅰ」(2単位)、「刑事訴訟法Ⅱ」(2単位)である。

・平成22年度入学の2年課程の修了要件

2年課程の修了要件は、2年以上在籍し、かつ74単位以上の授業科目の単位を修得することである。ただし、入学前に課す刑事訴訟法の既修認定試験に不合格の場合は、2年以上在籍し、かつ78単位以上の授業科目の単位を修得することとなる。

平成22年度入学者選抜試験は2年課程と3年課程の入学試験を別枠とした上で、2年課程入学者選抜試験において、法律学試験として憲法、民法(家族法を含む)、刑法の3科目の試験を論述形式で課した。2年課程入学者選抜試験に合格した者は、2年課程に入学を認められた者について、1年次に配当される法律基本科目、「憲法」(4単位)、「民法Ⅰ(契約法)」(4単位)、「民法Ⅱ(不法行為法)」(2単位)、「民法Ⅲ(金融取引法)」(4

単位)、「民法Ⅳ(不動産法)」(2単位)、「民法Ⅴ(家族法)」(2単位)、「刑法Ⅰ」(4単位)、「刑法Ⅱ」(2単位)を修得したものとみなし、修学年限を1年間短縮する。また、入学前の時点において、刑事訴訟法の既修認定試験を実施して、合格した場合にはその科目の単位を修得したものとみなし、上記24単位に加え、「刑事訴訟法Ⅰ」(2単位)、「刑事訴訟法Ⅱ」(2単位)を修得したものとみなし、28単位の履修を免除することとした。

しかし、2年課程合格により修得したものとみなす単位数が24単位である点、また刑事訴訟法の既修認定試験によりさらに4単位の履修を免除する方法は、法科大学院認証評価基準を満たしていないと評価された。

・平成23年度以降入学の2年課程の修了要件

2年課程の修了要件は、2年以上在籍し、かつ74単位以上の授業科目の単位を修得することである。

2年課程入学者選抜試験では法律学試験として、憲法、民法(家族法含む)、刑法、刑事訴訟法の4科目の試験を論文形式で課す。2年課程に入学を認められた者は、1年次に配当されている法律基本科目、「憲法」(4単位)、「民法Ⅰ(契約法)」(4単位)、「民法Ⅱ(不法行為法)」(2単位)、「民法Ⅲ(金融取引法)」(4単位)、「民法Ⅳ(不動産法)」(2単位)、「民法Ⅴ(家族法)」(2単位)、「刑法Ⅰ」(4単位)、「刑法Ⅱ」(2単位)、「刑事訴訟法Ⅰ」(2単位)、「刑事訴訟法Ⅱ」(2単位)の計28単位を修得したものとみなされる。

【基準4-2-1(1)ウ】

(3) 他の大学院における授業科目の履修等と入学前の既修得単位の認定等

(a) 他の大学院における授業科目の履修等

学生(法学既修者を除く)は、他の大学院(静岡大学大学院及び外国の大学院を含む。)の授業科目であっても、本法務研究科委員会が「教育上有益と認めて許可したときは」履修することができる。

この許可を受けて履修した授業科目について修得した単位は、その修得単位を本法務研究科の基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の単位として認定することが適当であると認められるときは、8単位を超えない範囲で、本法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

【基準4-2-1(1)ア】

《資料4-5:静岡大学大学院法務研究科規則》

(b) 入学前の既修得単位の認定等

学生(法学既修者を除く)が本法務研究科に入学する前に、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、研究科委員会が、その修得単位を本法務研究科における基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の単位として認定することが適当であると認めるときは、本法務研究科に入学した後の本法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。この場合、修得したものとみなすことができる単位数は、編入学、転学の場合を除き、8単位をこえないものとする。

【基準4-2-1(1)イ】

《資料4-5:静岡大学大学院法務研究科規則》

2 修了要件と授業科目群

(1) 修了要件と法律基本科目

本法務研究科の授業科目には、必修科目、選択必修科目及び選択科目がある。必修科目は、法科大学院の修了にあたって必ず修得していなければならない授業科目である。選択必修科目は、指定された複数科目のなかから、必要な単位数を修得しなければならない授業科目である。選択科目は、指定された科目群のなかから、必要な単位数を修得しなければならない授業科目である。

3年課程及び2年課程の、各授業科目群において、修了に必要な履修すべき単位数は、下記の表のとおりである。

そして、修了要件において、法律基本科目以外の科目の単位は、3年課程にあつては、40単位（102単位－62単位）、他方、2年課程にあつては、40単位であつて、いずれも修了要件単位数の3分の1以上を修得しなければならない。

【基準 4-2-1(3)】

3年課程修了単位

課程 授業科目区分	3年課程		
	必修科目	選択必修科目	選択科目
法律基本科目群	62単位		
法律実務基礎科目群	10単位	2単位	
基礎法学・隣接科目群			8単位
展開・先端科目群			20単位
小計	72単位	2単位	28単位
総計	102単位		

平成 21 年度 2 年課程修了単位

授業科目区分	2 年課程		
	必修科目	選択必修科目	選択科目
法律基本科目群	3 2 単位		
法律実務基礎科目群	1 0 単位	2 単位	
基礎法学・隣接科目群			8 単位
展開・先端科目群			2 0 単位
小 計	4 2 単位	2 単位	2 8 単位
総 計	7 2 単位		

平成 22 年度 2 年課程修了単位

授業科目区分	2 年課程		
	必修科目	選択必修科目	選択科目
法律基本科目群	3 4 単位		
法律実務基礎科目群	1 0 単位	2 単位	
基礎法学・隣接科目群			8 単位
展開・先端科目群			2 0 単位
小 計	4 4 単位	2 単位	2 8 単位
総 計	7 4 単位		

※刑事訴訟法の既修認定試験に合格しなかった場合は、みなし修得単位が 24 単位となるため修了要件は 78 単位となる。

平成 23 年度 2 年課程修了単位

授業科目区分	2 年課程		
	必修科目	選択必修科目	選択科目
法律基本科目群	3 4 単位		
法律実務基礎科目群	1 0 単位	2 単位	
基礎法学・隣接科目群			8 単位
展開・先端科目群			2 0 単位
小 計	4 4 単位	2 単位	2 8 単位
総 計	7 4 単位		

(2) 修了要件と授業科目群

法律基本科目のうちの公法系科目、民事系科目、刑事系科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目に分類した場合の、修了に必要な単位の修得数は、次のとおりである。

3 年課程にあっては、すべての法律基本科目の計 62 単位（公法系科目：12 単位、民事系科目：34 単位、刑事系科目：16 単位）の修得が要件である。なお、これらは標準単位数を超えているが、必修総単位数の上限以内である。そして、法律実務基礎科目は 12 単

位、基礎法学・隣接科目は8単位、展開・先端科目は、20単位の修得が要件である。

したがって、「基準4-2-1(2)」に規定する、公法系科目8単位、民事系科目24単位、刑事系科目10単位、法律実務科目6単位、基礎法学・隣接科目4単位、展開・先端科目12単位の要求を上回っており、基準に適合している。 【基準4-2-1-1(2)】

他方、2年課程にあっては、平成21年度では、法律基本科目のうち、公法系科目は8単位、民事系科目は18単位、刑事系科目は6単位の計32単位、そして、法律実務基礎科目は、12単位、基礎法学・隣接科目は8単位、展開・先端科目は20単位である。

平成22年度では、法律基本科目のうち、公法系科目は8単位、民事系科目は20単位、刑事系科目は6単位（なお、刑事訴訟法の既修認定試験に合格しなかった場合には、刑事系科目が10単位となる）の計34単位。そして、法律実務基礎科目は、12単位、基礎法学・隣接科目は8単位、展開・先端科目は20単位である。

平成23年度では、法律基本科目のうち、公法系科目は8単位、民事系科目は20単位、刑事系科目は6単位の計34単位、そして、法律実務基礎科目は、12単位、基礎法学・隣接科目は8単位、展開・先端科目は20単位である。

したがって、「基準4-2-1(2)」に規定する公法系科目・民事系科目・刑事系科目を合わせ18単位という基準を上回っており、法律実務基礎科目の6単位、基礎法学・隣接科目の4単位、展開・先端科目の12単位という基準を上回っており、いずれも基準に適合している。 【基準4-2-1-1(2)】

平成 21 年度

授業科目区分 \ 課程	3 年課程	2 年課程
法律基本科目群		
公法系科目	12単位	8単位
民事系科目	34単位	18単位
刑事系科目	16単位	6単位
小計	62単位	32単位
法律実務基礎科目群	12単位	12単位
基礎法学・隣接科目群	8単位	8単位
展開・先端科目群	20単位	20単位
小計	40単位	40単位
修了要件	102単位	72単位

平成 22 年度

授業科目区分 \ 課程	3 年課程	2 年課程
法律基本科目群		
公法系科目	12単位	8単位
民事系科目	34単位	20単位
刑事系科目	16単位	6単位
小計	62単位	34単位
法律実務基礎科目群	12単位	12単位
基礎法学・隣接科目群	8単位	8単位
展開・先端科目群	20単位	20単位
小計	40単位	40単位
修了要件	102単位	74単位

※2年課程で刑事訴訟法の既修認定試験に合格しなかった場合、刑事系科目が10単位、法律基本科目群の小計が38単位となり修了要件は78単位となる。

平成 23 年度

授業科目区分 \ 課程	3 年課程	2 年課程
法律基本科目群		
公法系科目	12単位	8単位
民事系科目	34単位	20単位
刑事系科目	16単位	6単位
小計	62単位	34単位
法律実務基礎科目群	12単位	12単位
基礎法学・隣接科目群	8単位	8単位
展開・先端科目群	20単位	20単位
小計	40単位	40単位
修了要件	102単位	74単位

4-3 法学既修者の認定

基準4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

1 1年次法律基本科目にかかるカリキュラムの改革経緯の概要

平成17年4月に発足した本法務研究科のカリキュラム（「旧カリキュラム」）は、その後改革され平成20年度入学生から「新カリキュラム」が適用された。また、平成21年度には、法律基本科目の一部授業科目について名称と配当年次に若干の変更がなされた。

「旧カリキュラム」における1年次配当の法律基本科目は合計30単位である。その内訳は、「憲法」（4単位）、「民法Ⅰ（契約法）」（4単位）、「民法Ⅱ（不法行為法）」（2単位）、「民法Ⅲ（金融取引法）」（4単位）、「民法Ⅳ（不動産法）」（2単位）、「刑法Ⅰ」（4単位）、「刑法Ⅱ」（2単位）、「民事訴訟法」（4単位）、「刑事訴訟法」（4単位）である。

「新カリキュラム」では、「刑事訴訟法」（4単位）が、「刑事訴訟法Ⅰ」（2単位）と「刑事訴訟法Ⅱ」（2単位）に分かれ、これが「旧カリキュラム」と同様に1年次に配当された。したがって、20年度入学者の1年次配当の法律基本科目は合計30単位である。

平成21年度からは、1年次に配当されていた「民事訴訟法」（4単位）を「民事訴訟法Ⅰ」（2単位）と「民事訴訟法Ⅱ」（2単位）に分け、2年次の配当とした。また、「民法Ⅴ（家族法）」（2単位）は2年次配当であったが、これは1年次の配当とした。したがって、21年度入学者から1年次配当の基本科目は合計28単位となった。

なお、法学既修者として認められた者は2年次より在籍して履修を開始するため、適用されるカリキュラムは前年度の3年課程入学者と同じものとなる。すなわち、平成21年度入学者選抜試験において法学既修者と認定された者には平成20年度3年課程入学者と同じカリキュラムが適用され、また平成22年度入学者選抜試験において法学既修者として入学した者には平成21年度3年課程入学者のカリキュラムが適用される。

2 平成21年度入学者選抜試験と法学既修者認定

(1) 法学既修者認定試験

法学既修者認定試験は、3年課程最終合格者のうちから希望する者が受験するのであり、2年課程を志願する者も、3年課程志願者ととともに第1次選抜試験及び第2次選抜試験を受験する。

(a) 第1次選抜試験

第1次選抜試験の可否は、①独立行政法人大学入試センターが行う「法科大学院適性試験」又は財団法人日弁連法務研究財団が行う「法科大学院統一適性試験」の成績と②入学志望理由書により総合的に判定する（書類審査）。

(b) 第2次選抜試験

第1次選抜試験の合格者を対象として第2次選抜試験を実施する。第2次選抜試験においては、面接のほか、小論文の試験を行っている。小論文試験は、読解力、論理的な思考力、的確な文章力や表現力等を問うものとしている。

第2次選抜試験の可否は、①法科大学院適性試験または法科大学院統一適性試験の成

績、②入学志望理由書、③小論文試験、④面接試験により総合的に判定するものである。

既修者認定試験の試験科目は、憲法、民法（家族法を除く。）、刑法、民事訴訟法（倒産・執行法を除く。）、刑事訴訟法の5科目である。いずれも論述試験であり、試験時間は、民法が3時間で、その他は、2時間としている。

試験問題の作成・採点にあつては、とくに当該領域を専門とする教員が複数の場合、関係者の間で、分担・協議することとしている。そして、すべての試験科目について、一定の成績以上の成績をおさめた者を、法学既修者として認定することとしている。その判定基準は、法学未修者として入学し、主として2年次に進級した学生と同等あるいはそれ以上の法律学の学力を有しているかである。

《別添資料 4-3-1:法学既修者認定試験「平成21年度静岡大学法科大学院学生募集要項」》

《別添資料 4-3-2:既修者認定試験作成要項》

法学既修者の合否判定の手続は次のとおりである。

静岡大学大学院法務研究科既修者認定試験の実施および合否判定手続に関する内規
(既修者認定試験の合否判定手続)

第4 既修者認定試験の合否の判定は、法務研究科委員会（以下、本研究会委員会という。）が行う。

2 本研究会委員会の判定に際しての資料および判定案の作成は、既修者認定試験判定委員会が行う。

3 (略)

資料 4-8

以上のとおり、既修者認定試験は法学の基礎的な学識を有するか否かの判定のための適切な試験内容・実施方法となっており、また公平性、開放性、多様性確保の要請とも合致するものである。

【解釈指針 4-3-1-1】

そのさい、静岡大学、とくに人文学部法学科出身の受験生が、法学既修者認定試験において有利にならないように、学部での法学科目の定期試験については出題内容を点検したうえで出題するとともに、他方、試験の採点においては、解答用紙には受験番号のみを記載させ、匿名性を確保している。また、試験問題は、これを実施後にウェブ上公開しているが、これは、受験生に便宜を図るのみならず、試験内容の「公平性」を事後的に担保するものである。

【解釈指針 4-3-1-2】

なお、本法務研究科では、法学既修者として認定した者について、法律科目試験に含まれない科目の単位を修得したものとみなすことはしていない。

【解釈指針 4-3-1-3】

また、本法務研究科以外の機関が実施する法律科目試験の結果は、既修者認定においては、参考としていない。

【解釈指針 4-3-1-4】

本法務研究科において法学既修者認定試験に合格した者は、1年次配当の法律基本科目30単位について履修したものとみなし、在学期間を1年間短縮している。したがって、修了までに72単位の履修が必要となるのであって、1年間の在学期間の短縮は適切である。

【解釈指針 4-3-1-5】

なお、本法務研究科において、法学既修者認定試験に合格し、法学既修者として認められ2年課程に入学した者は、平成18年度の4名及び平成20年度の1名である。

法学既修者認定試験合否の推移

	法学既修者試験受験者	合格者
平成 17 年度	5 名	0 名
平成 18 年度	16 名	4 名
平成 19 年度	7 名	0 名
平成 20 年度	10 名	1 名
平成 21 年度	5 名	0 名

3 平成 22 年度入学者選抜試験の改革と法学既修者認定

平成 22 年度入学者選抜試験は、2 年課程と 3 年課程の別枠方式と改め、法学既修者認定方法は下記のように変更された。

2 年課程と 3 年課程のいずれかの志願者又は併願者は、「適性試験の成績」と「出願理由」による第 1 次選抜試験（書類審査）の合格をもって、第 2 次選抜試験（筆記試験）に進む。第 1 次選抜試験の内容、合否判定手続等は従前のおりである。

第 2 次選抜試験において 2 年課程または併願志願者については法律学試験を実施する。試験科目は、憲法（100 点・120 分）、民法（家族法を含む、150 点・180 分）、刑法（100 点・120 分）のいずれも論述試験である。

試験問題の作成・採点にあつては、とくに当該領域を専門とする教員が複数の場合、関係者の間で、分担・協議することとしている。そして、すべての試験科目について、一定の成績以上の成績をおさめた者が第 2 次選抜試験における 2 年課程合格者となる。その判定基準ならびに判定手続は従前のおりである。

第 3 次選抜試験において面接試験を実施する。最終合格判定は、2 年課程を先に行い、その後 3 年課程を判定する。

以上のおり、2 年課程の入学者選抜試験は、法学の基礎的な学識を有するか否かの判定のための適切な試験内容・実施方法となっており、公平性、開放性、多様性確保の要請とも合致するものである。【解釈指針 4-3-1-1】

出題にあたり、静岡大学の学部定期試験での法学試験問題を検討する点、採点においては匿名性を確保している点、出題内容を事後的に公開している点は、前年度入学者選抜試験と同様である。【解釈指針 4-3-1-2】

また、本法務研究科以外の機関が実施する法律科目試験の結果は、既修者認定においては、参考としていない点も変更はない。【解釈指針 4-3-1-4】

2 年課程入学者が修得したものとみなされる科目は、「民事訴訟法Ⅰ」「民事訴訟法Ⅱ」「民法Ⅴ（家族法）」の配当学年変更（前述）に伴い、「憲法」（4 単位）、「民法Ⅰ（契約法）」（4 単位）、「民法Ⅱ（不法行為法）」（2 単位）、「民法Ⅲ（金融取引法）」（4 単位）、「民法Ⅳ（不動産法）」（2 単位）、「民法Ⅴ（家族法）」（2 単位）、「刑法Ⅰ」（4 単位）、「刑法Ⅱ」（2 単位）の 24 単位となる。

2 年課程合格者が入学前に受験する刑事訴訟法の既修認定試験を受験し、合格すると、これらに加えて「刑事訴訟法Ⅰ」と「刑事訴訟法Ⅱ」（計 4 単位）の履修が免除され、免除される単位数は合計 28 単位となる。

したがって、法学既修者として 2 年課程に入学した者のうち 24 単位を修得したものとみなされる者は、2 年以上在学し、残余の 78 単位を履修することが修了要件となる。他方、28 単位を修得したものとみなされる者は、2 年以上在学し、残余の 74 単位を履修することが修了要件となる。2 年課程の 1 年次及び 2 年次の履修登録制限は 36 単位

及び44単位の計80単位であるから、法学既修者である2年課程生が2年間で残余の単位を修得することができる。したがって、残余の74単位乃至78単位を修得するのに1年間の在学期間の短縮は適切であると考えて、この改訂を行った。

《別添資料4-3-3:「平成22年度静岡大学法科大学院学生募集要項」P3-P6》

しかし、2年課程合格により修得したものとみなす単位数が24単位である点、また刑事訴訟法の既修認定試験によりさらに4単位の履修を免徐する方法は、法科大学院認証評価基準を満たしていないと評価された。 【解釈指針4-3-1-3】【解釈指針4-3-1-5】

なお、22年度入学者選抜試験の結果は下記のとおりである。

平成22年度入学者選抜試験 *併願者のうち2年課程合格者を除く

	志願者	第二次選抜 受験者(A)	合格者(B)	実質倍率 (A/B)
3年課程	36	30*	20	1.50
2年課程	21	16	6	2.67

4 平成23年度からの入学者選抜試験の改革と法学既修者認定

平成23年度入学者選抜試験から以下のように制度を改めた。

2年課程と3年課程のいずれかの志願者又は双方の併願者すべてに対して、第1次選抜試験を書類審査により行う。「法科大学院適性試験」又は「法科大学院統一適性試験」の成績(70%)と入学志願理由書(30%)により総合的に合否判定する。ただし、「法科大学院適性試験」又は「法科大学院統一適性試験」の得点が中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策(報告)」(平成21年4月17日)に示されている「総受験者の下位から15%程度」を目安とした「統一的な入学最低基準点」に達していない場合は不合格とする点を募集要項に明記した。

2年課程の志願者を対象とする第2次選抜試験では、法律学試験と面接試験を行う。法律学試験の試験科目は、憲法(100点・90分)、民法(家族法を含む・150点・120分)、刑法(100点・90分)、刑事訴訟法(100点・90分)の4科目で、いずれも論述試験である。合否判定は、第1次選抜試験(10%)、法律学試験(70%)、面接試験(20%)の各得点を総合して行う。法律学試験の判定基準は前年までのとおりである。

以上のとおり、2年課程の入学者選抜試験は、法学の基礎的な学識を有するか否かの判定のための適切な試験内容・実施方法となっており、公平性、開放性、多様性確保の要請とも合致するものである。 【解釈指針4-3-1-1】

出題にあたり、静岡大学の学部定期試験での法学試験問題を検討する点、採点においては匿名性を確保している点、出題内容を事後的に公開している点は、前年度までの入学者選抜試験と同様である。 【解釈指針4-3-1-2】

また、本法務研究科以外の機関が実施する法律科目試験の結果は参考としていない点も変更はない。 【解釈指針4-3-1-4】

法律学試験科目のすべてに一定以上の成績を収め、入学を認められた者は、これに該当する1年次に配当される法律基本科目のすべてを修得したものとみなされ、修業年限が1年短縮される。修得したものとみなされる科目は、「憲法」(4単位)、「民法Ⅰ(契約法)」(4単位)、「民法Ⅱ(不法行為法)」(2単位)、「民法Ⅲ(金融取引法)」(4単位)、「民法Ⅳ(不動産法)」(2単位)、「民法Ⅴ(家族法)」(2単位)、「刑法Ⅰ」(4単位)、「刑法Ⅱ」(2単位)、「刑事訴訟法Ⅰ」(2単位)、「刑事訴訟法Ⅱ」(2単位)の計28単位であ

る。

2年課程入学者選抜試験において課す試験科目と修得したものとみなされる科目は対応しており、法律科目試験に含まれない科目の単位は修得したものとみなされない。なお、民事訴訟法は入学者選抜試験法律学試験科目には含まれておらず、2年課程入学者は、それに対応する2年次配当の「民事訴訟法Ⅰ」と「民事訴訟法Ⅱ」を履修することとなる。

【解釈指針 4-3-1-3】

以上により、2年課程の修了要件は、2年以上在籍し、かつ74単位以上の授業科目の単位を修得することである。したがって、上記28単位を履修したものとみなされる2年課程入学者選抜試験合格者について、その在学期間が1年間短縮されることは、適切である。

【解釈指針 4-3-1-5】

《別添資料 4-3-4:「平成23年度静岡大学法科大学院学生募集要項」P6-P7》

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

各授業科目とも成績評価について公正かつ厳格に行っている。また、たんに試験成績によるのではなく、本法務研究科が法曹として必要な知識の修得であるとする各授業科目内容を徹底して教育するため、一定割合以上の授業への出席をもって試験の受験資格としており、出席カードの提出による出席チェックのほか、欠席届の提出については、必要な証明書類の添付をしたうえ授業担当教員の承認と教務専門委員会の承認を得た委員長のチェックを受けた欠席理由書の提出を義務づける等、厳格な出欠管理を行っている。

また、筆記試験後、授業（試験）担当者は、すべての受験者に対して、試験実施後すみやかに試験問題の内容や採点のポイント等に関する説明、解答、解説等を文書又は口頭で行い、採点済みの答案のコピーを返却して、学生が試験問題について再検討できるよう便宜を図っている。採点結果・成績について説明を求める学生については、各教員が個別に説明をすることとしている。

2 改善を要する点

とくに1年次に配当される法律基本科目の成績において不可や可の占める割合が高いことにも示されるように厳格な成績評価・修了認定を行ってきたが、高い進級率や修了率に鑑みると、各授業科目での成績評価における厳格性については、今後とも検証し、実質化の努力が必要である。

また、学生に対する教育効果をあげるため、学生の個別成績データを教員が日常的に共有しながら指導することが望ましいが、他方、個人情報保護という問題もあるので、どのような成績データ管理を行うことが望ましいか、検討する必要がある。

別添資料目次

第3章 教育方法

3-3 履修科目登録単位数の上限

3-3-1 平成22年度法科大学院科目別履修者（履修単位数）一覧表

3-3-2 平成22年度教務ガイダンス履修案内

第4章 成績評価及び修了認定

4-3 法学既修者の認定

4-3-1 法学既修者認定試験「平成21年度静岡大学法科大学院学生募集要項」P5-6

4-3-2 既修者認定試験作成要項

4-3-3 「平成22年度静岡大学法科大学院学生募集要項」P3-6

4-3-4 「平成22年度静岡大学法科大学院学生募集要項」P6-7

○ 平成22年度法科大学院学生便覧 抜粋（P6-8「履修基準」）